

各 位

会 社 名 エリアリンク株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 林 尚 道
役 職 氏 名
(コード番号：8914 東証マザーズ)
問 合 せ 先 総務人事部 石川 忠司
電 話 番 号 0 3 - 5 5 0 1 - 2 2 1 5

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 16 年 11 月 5 日開催の当社取締役会において、公募による新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 9,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により発行価格決定日（平成 16 年 11 月 15 日（月）から平成 16 年 11 月 19 日（金）までの間のいずれかの日）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記（2）により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、いちよし証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、三菱証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、みずほ証券株式会社およびイー・トレード証券株式会社（以下「引受人」と総称する）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 16 年 11 月 22 日（月）から平成 16 年 11 月 25 日（木）まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 11 月 16 日（火）から平成 16 年 11 月 18 日（木）までとなる。
- (7) 払込期日 平成 16 年 11 月 24 日（水）から平成 16 年 11 月 30 日（火）までの間のいずれかの日。すなわち、上記（6）の記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 16 年 11 月 24 日（水）となる。
- (8) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は平成 16 年 7 月 1 日（木）とする。
- (9) 申込株数単位 1 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本株式発行に必要な一切の事項は、代表取締役社長 林 尚道に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 1,350 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案の上、上記1(2)に記載の発行価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 いちよし証券株式会社 1,350 株
- (3) 売 出 価 格 未定(平成16年11月15日(月)から平成16年11月19日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、いちよし証券株式会社が当社株主から1,350株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 林 尚道に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 1,350 株
- (2) 発行 価 額 平成16年11月15日(火)から平成16年11月19日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本
に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。
資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び株式数 いちよし証券株式会社 1,350 株
- (5) 申 込 期 間 平成16年12月13日(月)
(申込期日)
- (6) 払 込 期 日 平成16年12月14日(火)
- (7) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は平成16年7月1日(木)とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 林 尚道に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるいちよし証券株式会社が当社株主から1,350株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,350株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、いちよし証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成16年11月5日（金）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のいちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,350株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成16年12月14日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、いちよし証券株式会社株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成16年12月7日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。いちよし証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、いちよし証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更にいちよし証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、いちよし証券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	100,784株	（平成16年10月31日現在）
公募増資による増加株式数	9,000株	
公募増資後の発行済株式総数	109,784株	
第三者割当増資による増加株式数	1,350株	（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	111,134株	（注）

（注）上記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株対しいちよし証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。なお、上記の株式数は平成16年10月31日現在の数値をもとに算出したものであり、ストックオプションの権利行使によって変動する場合がございます。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額上限 2,505,576,500 円につきましては、主な事業の一つであるストックマネジメント事業の用に供する物件又はクリエイティブマネジメント事業の「リニューアル事業」の新規物件購入（運転資金）に充当する予定であり、また、残額は借入金の返済に充当する予定であります。

(2) 業績に与える見通し

機動性の高い手元資金を確保し、新規物件の購入並びに借入金返済のための資金として活用することで事業収益の増大に寄与するものと期待しております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と考えており、配当性向等を総合的に考慮しつつ経営体質を強化し、株主への安定的な配当水準を維持することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、当社業績、経済情勢等を総合的に勘案し、決定してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、原則として事業拡大に伴う運転資金に充当する方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成 13 年 12 月期	平成 14 年 12 月期	平成 15 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	19,509.06 円	45,533.14 円	26,149.07 円
1 株当たり配当金	- 円	- 円	2,000
実績配当性向	- %	- %	7.6%
株主資本利益率	8.7%	17.1%	22.2%
株主資本配当率	- %	- %	1.5%

(注) 1. 平成 15 年 4 月 30 日付及び平成 16 年 2 月 19 日付で 1 株につき 2 株の、平成 16 年 7 月 20 日付で 1 株につき 4 株の株式分割をそれぞれ行っております。

2. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション制度並びに商法 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、今回の増資後の発行済株式総数に対する下記の新株発行予定残数の比率は 2.69%となる見込みであります。

旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づくストックオプションの新株発行予定残数は次のとおりです。

株主総会の特別決議	平成 16 年 10 月 31 日現在			
	新株予約権の目的となる株式数(残数)	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	新株予約権の行使期間
平成 13 年 1 月 12 日	256 株	15,625 円	78,123 円	自 平成 15 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 1 月 11 日

280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションの新株発行予定残数は次のとおりです。

株主総会の特別決議	平成 16 年 10 月 31 日現在			
	新株予約権の目的となる株式数(残数)	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	新株予約権の行使期間
平成 14 年 3 月 30 日	400 株	18,750 円	9,375 円	自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 29 日
平成 14 年 12 月 14 日	1,760 株	18,750 円	9,375 円	自 平成 16 年 12 月 15 日 至 平成 24 年 12 月 13 日
平成 16 年 3 月 26 日	300 株 を上限とする	(注) 2	(注) 2	自 平成 18 年 3 月 27 日 至 平成 26 年 3 月 26 日

(注) 1. 平成 15 年 4 月 30 日付及び平成 16 年 2 月 19 日付で 1 株につき 2 株の、平成 16 年 7 月 20 日付で 1 株につき 4 株の株式分割による各数値の調整を行っております。

2. 平成 16 年 3 月 26 日開催の定時株主総会において決議したストックオプションは、平成 16 年 10 月 31 日時点において未発行のため、発行価格、資本組入額等は決定しておりません。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

	新規公開時公募増資
発行株式数	2,000 株
払込金総額	520,800,000 円
発行日	平成 15 年 8 月 8 日
発行価格	280,000 円
発行価額	204,000 円
資本組入額	102,000 円

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年12月期	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期
初 値	- 円	- 円	510,000 円 363,000 円	425,000 円 353,000 円
高 値	- 円	- 円	970,000 円 425,000 円	1,570,000 円 420,000 円
安 値	- 円	- 円	474,000 円 361,000 円	370,000 円 226,000 円
終 値	- 円	- 円	720,000 円 420,000 円	1,210,000 円 254,000 円
株価収益率	- 倍	- 倍	32.1 倍	- 倍

- (注) 1. 平成15年8月8日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 平成16年12月期の株価につきましては、11月4日現在で表示しております。
3. は株式分割による権利落ち後の株価を示しております。(当社は平成16年2月19日付で1株につき2株の、また、平成16年7月20日付で1株につき4株の株式分割を実施しております。)
4. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。